

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務 仕様書

1 業務名

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務

2 事業の背景・目的

令和3年5月、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月より医師の時間外労働時間上限規制が適用される。また、新型コロナウイルス感染症により医療従事者の業務負担が増加しており、医療機関における人材不足やそれに伴う医療サービス維持への懸念などが喫緊の課題となっている。

こうした課題への対応の一つとして、デジタル技術を活用した医療従事者の業務効率化を検証するため、本業務では、医療機関においてITツールを試験的に導入し、医療従事者の業務量調査、分析等の実証実験を行い、課題の抽出及び改善策の提案を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

医療従事者の業務効率化を図るためのITツールを調達し、医療機関において試験的にITツールを導入することにより収集するデータ等を活用して業務量を調査・分析し、課題抽出及び改善策の提案を行うこと。なお、試験的にITツールを導入し、実証実験を行う医療機関は、次のとおりとする。

■ 奈良県総合リハビリテーションセンター（田原本町多大字722番地）

対象医療従事者予定数：60名

活用予定のITツール：下記（1）ア、イ及びウ

■ 市立奈良病院（奈良市東紀寺町一丁目50番1号）

対象医療従事者予定数：40名

活用予定のITツール：下記（1）イ

（1）ITツールの調達

ア．スマートフォン（iOSまたはAndroidOSを搭載）----- 60台

- 音声通話可能な携帯端末が利用できること。
- 通信キャリア回線及びWi-Fi(802.11 a/b/g/n/ac)によるデータ通信ができること。
- 端末は「OS：iOS（Ver.15以上）、Android（Ver.10以上）、内蔵メモリー：64GB以上」と同等品以上のものとする。
- 4インチ以上のディスプレイを有すること。
- 800万画素以上の画像を撮影できること。
- 最低限320×240ピクセル、毎秒30コマの動画を撮影することができること。
- IPX5相当の生活防水機能を有すること。
- IEEE802.1X認証を使用できること。
- スマートフォンを利用するにあたり必要な充電機器等を併せて調達すること。

イ. 携帯型通信端末（ビーコン等）----- 100台

- 調査対象者の施設内の位置情報のデータが収集できること。
- 調査対象者の施設内における勤怠データが収集できること。
- 位置情報判別における通信端末（ビーコン等）の設置を行うこと。
- 医療従事者の現状の働き方調査のため、以下のデータが抽出できること。
 - ・ 調査対象者の勤務実態（勤務時間・業務内訳）を可視化するためのデータ
 - ・ 施設のマップ上に調査対象者の導線を可視化するためのデータ
 - ・ 時間帯ごとの滞在エリアを可視化するためのデータ

ウ. 業務効率アプリケーション

① モバイルデバイスマネジメント（MDM）----- 60ID

- 端末紛失、盗難時における遠隔ロック及びワイプ機能
- 遠隔によるアプリ制限、配信、削除機能
- 遠隔による端末監視・管理・機能（位置情報確認、端末機能の利用制御）

② AI音声認識ワークシェアリング----- 60ID

- 医療用語に対応したAI音声認識エンジンを備えること。
- 院内サーバーの設置が不要であるクラウドサービスであること。
- 音声入力で作成した記録や、撮影した写真はBluetooth経由によりPCへ転送できること。
- 効果分析に関わるデータを抽出できること。データ抽出が困難な場合は、定性的な調査・分析を行うこと。

③ その他、議事録作成支援等の本業務の目的に資するアプリケーション

エ. その他

- ① 事業実施にあたっては、事業内容について対象医療従事者の同意を得ること。
- ② 上記イの通信端末設置時は院内業務への影響を最小限として、事前に影響範囲を県及び対象医療機関に通知すること。
- ③ 上記ウの業務効率アプリケーションを活用する際は、院内に設備されているWi-Fiネットワークによるデータ通信を前提とするが、院内の通信環境次第ではモバイルネットワーク（4G/LTE）によるデータ通信を予定とする。
- ④ 電波状況改善対策工事を行う場合は、粉塵等による感染対策（養生及び迅速な清掃等）を実施すること。
- ⑤ 端末初期導入時において、以下の内容を事前に作業すること。
 - 端末の初期設定
 - 指定の端末情報（管理番号等）を記載したラベルの端末貼り付け
 - 共有の初期パスワードを設定
 - MDMの初期設定および端末の登録を行い、端末に必要なプロファイルを配布
 - 業務効率アプリケーションのインストール
- ⑥ 業務効率アプリケーションの利用方法について、対象医療機関毎に説明会を開催すること。
- ⑦ 保守要件
 - 破損、故障、紛失時に所定の手続きを経て速やかに代替品への交換が行える体制を構築すること。
 - 故障および紛失時にかかる対応方法を明確にすること。

- 強制ロックの権限を対象医療機関に提供し、実施方法を対象医療機関の運用管理者へ説明すること。
- ⑧ スマートフォンの利活用において、厚生労働省が作成した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、総務省・経済産業省が作成した「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」（3省2ガイドライン）に準拠すること。
- ⑨ 調達したITツールに記録されたデータ・情報については、事業終了後、ITツールの回収と併せて破棄すること。

(2) 業務量調査、分析、課題抽出及び改善策の提案

- ① 上記(1)イ及びウ②によるデータの収集期間は、1週間(7営業日)以上とする。
- ② 取得したデータの他、必要に応じて対象医療従事者にインタビュー調査を実施し、また、対象医療機関から必要な資料やデータを収集し、収集した情報を基に、業務内容の分析を行い、課題を抽出し、課題を整理したうえで改善策を対象医療機関に提案すること。

5 成果物

本業務の成果物として、委託業務完了報告書(事業概要、業務内容、調査及び分析結果、課題及び改善策の提案等)を作成し、契約書に示す期日までに県に提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務実施については、円滑かつ効率的に進めるため、県と密接な関係を保ちつつ業務を進めること。また、業務内容に疑義が生じた場合は、県はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は委託業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別添1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、別添2「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」に記載する遵守事項を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を保存すること。
- (6) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (7) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (8) 受託者は業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、予め県の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (9) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (10) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

- (11) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

<別添1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下、乙とする。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、県(以下、甲とする。)の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別添 2 >

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保健法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。